各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (タイ産未成熟えんどう及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年10月10日付け食安輸発1010第4号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、タイ産生鮮未成熟えんどうからジフェノコナゾールを検出したことから、同通知の別表1のタイの項中、

| 製品検査の対 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取 | 検査の方法 | 検査を受けることを命 |
|--------|----|-------|-------|------------|-----------------|
| 象食品等 | | | の方法 | | ずる具体的理由 |
| 未成熟えんど | | ジフェノコ | 別表2の3 | 平成17年1月24日 | 基準値 (0.01ppm) を |
| う(さや用種 | | ナゾール | によるこ | 付け食安発第012 | 超えるジフェノコナゾ |
| 及びスナップ | | | と。 | 4001号「食品に残 | ールが検出されるおそ |
| エンドウと称 | | | | 留する農薬、飼料 | れがあるため。 |
| されるものに | | | | 添加物又は動物用 | |
| 限る。)及び | | | | 医薬品の成分であ | |
| その加工品 | | | | る物質の試験法に | |
| (簡易な加工 | | | | ついて」によるこ | |
| に限る。) | | | | と。 | |

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。